

横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書

制 定 昭和 58 年 4 月 1 日
最近改正 令和 3 年 4 月 1 日

横浜市道路占用規則（昭和 32 年 3 月横浜市規則第 17 号）第 9 条の規定に基づき、横浜市道路掘削跡標準仕様書を次のとおり定める。

第 1 章 総則

（目的）

- 1 本仕様書は、横浜市が管理する道路において、占有者が道路の占用に関する工事（以下「工事」という。）を行う際に守らなければならない一般的事項を示すことにより、安全かつ円滑に施工させることを目的とする。

（関係法令の遵守等）

- 2 占有者は、工事にあたり、次の事項を遵守するものとする。
 - （1）工事は、本仕様書等関係法令に基づき、施行しなければならない。
 - （2）使用機械器具、材料等の管理、付近住民等への周知、保安施設の完備、交通の確保については、「道路工事及び占用工事の実施要領（平成 3 年 4 月制定）」によるものとする。
 - （3）境界標の保全については、「工事に伴う境界標及び公共基準点等に関する特記仕様書（令和 2 年 4 月制定）」及び「横浜市土木工事共通仕様書」によるものとする。
 - （4）道路管理者は、工事の各工程となる、掘削、埋戻し、舗装、区画線等、それぞれにおいて、本仕様書のほか必要と認められる場合には、占有者に対し指示することができる。

（工事の監督）

- 3 占有者は、工事現場に責任者を常駐させ、工事の安全管理及び適正な実施について、十分監督しなければならない。

（工事写真）

- 4 占有者は、道路管理者の指示に従い、工事写真を提出するものとする。

工事写真とは、工事着工前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施行段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

（工事の検査）

- 5 工事の検査については、次によるものとする。
 - （1）あらかじめ道路管理者から指示された箇所での施工、又は主要な工事段階の区切り等においては、道路管理者の検査を受けた後でなければ、次の作業に進むことはできない。
 - （2）占有者は、工事の出来形及び品質が規定に適合するよう施工管理を行い、道路管理者が資料の提出を要求したときは、その指示に従うものとする。
 - （3）占有者は、工事中及び完了後の検査に際し、検査のために必要な資料の提出、測量、その他の事項について、道路管理者の指示に従うものとする。

(工事の調整及び抑制等)

- 6 道路の掘り返しは、道路交通の障害となるばかりでなく、道路の不経済な損傷、事故の発生等道路管理上重大な支障となることから、占有者は、他の工事との調整を図る等必要な対策を講じ、工事期間の適正化及び短縮を図るものとする。また、年末年始等交通量の増加する時期についても、工事が集中することのないよう、平準化等に努めるものとする。

(事故防止等)

- 7 工事の事故防止については、次によるものとする。
- (1) 占有者は、工事施行に際し、事故の防止に努めるものとする。
- また、緊急時の措置及び通報等については、工事着手前に道路管理者及び諸施設の管理者と十分な打ち合わせを行うものとする。
- (2) 特に、ガス埋設管等重大事故のおそれのある埋設物付近の工事においては、占有者は、保安に必要な措置等を十分行ったうえで施工するものとする。
- また、埋戻し完了後においても、常時、路面の状況等を点検し、必要に応じ補修する等事故防止に努めるものとする。

(事故報告)

- 8 (1) 工事に起因して事故が発生したときは、占有者は、遅滞なくその原因、処置、被害状況等について、道路管理者に報告するものとする。
- (2) 占有者は、工事に起因して、一般交通の障害、交通事故、車両損傷事故、並びに環境（騒音・振動）への影響の恐れがある場合には遅滞なく道路管理者に報告しなければならない。また、変状や損傷が発生した場合、あるいは発生が予測される場合にも、遅滞なく道路管理者に報告すること。

(かし担保及び存続期間)

- 9 工事に係るかし担保責任及びその存続期間は次のとおりとする。
- (1) 工事完了後に占有者の施工した工事のかしが原因で、道路施設等が損傷したときは、占有者の負担により、直ちに修復させなければならない。
- (2) かし担保責任の存続期間は、横浜市工事請負契約約款第 53 条第 1 項の規定による。

第 2 章 掘削

(工法等)

- 1 掘削工事については、次のとおり行うものとする。
- (1) 掘削に当たっては、溝掘り、つぼ掘り、又は推進工法等横浜市土木工事共通仕様書に基づき実施するものとし、えぐり掘りは行ってはならない。
- (2) 掘削幅は、車道については 0.6m、歩道については 0.5m を最小とし、0.1m ずつ加算するものとする。
- ただし、小断面の転圧が可能な特殊機械を使用するとき、又は設計基準上これによりがたい特別の事情のあるときはこの限りでない。
- (3) 舗装面を掘削するときは、カッター等を使用して、周囲は原則として方形に、切口は垂直になるよう丁寧に切り取るものとする。ただし、人孔等については円形で掘削することができる。
- (4) 掘削は、所定の深さ、方向を保つよう丁張等を設けて、丁寧にを行うものとし、掘削土砂については、速やかに交通の支障を及ぼすことのないよう措置を講じるものとする。

(掘削の距離)

- 掘削する長さは、当日中に復旧し得る距離を目途とするものとする。

(横断掘削)

- 道路を横断して掘削するときは、片側の掘削が終了し、交通を妨げない措置を講じた後でなければ、反対側の掘削を行うことはできない。

(歩道等での掘削)

- 歩道内又は埋設物を損傷するおそれのある場所で、路面取壊し又は掘削を行うときは、主に人力による施工とし、慎重に施工するものとする。

また、掘削作業開始から埋戻し完了までの間は、掘削した周囲の地盤のゆるみ、沈下等に注意し、埋設物が損傷しないよう努めなければならない。

(軟弱地盤等での掘削)

- 軟弱地盤等での掘削については、次のとおり行うものとする。
 - 軟弱地盤又は湧水地帯では、土留工を施し、湧水及び溜水を下水道施設、河川等に排除しながら掘削するものとする。なお、湧水等を下水道施設等へ排除する場合は、その管理者の許可を得なければならない。
 - 掘削箇所内に多量の湧水がある場合は、グラウト工、薬液注入を行うなど、土砂の流出、地盤のゆるみ等を防止させる必要な措置を講じるものとする。

(家屋近接地等での掘削)

- 家屋等に接近して掘削するときは、損傷を及ぼさないよう十分留意するとともに、家屋等への出入りを妨げない措置を講じなければならない。

(斜め横断掘削)

- 斜め横断掘削については、特別の事情があり、かつ、特段の復旧を行うときは、認めることができる。

第3章 復旧

第1節 埋戻し

(埋戻し時期)

- 掘削跡の埋戻しは、原則として、掘削当日中に完了すること。ただし、工事の都合上これができないときは、交通の安全及び道路の保全上必要な措置を講じ、できるだけ速やかに埋戻しを行うものとする。

(転圧方法)

- 埋戻しについては、原則一層の仕上がり厚を、厚さ 30 cm 以下ごとに行うものとし、各層ごとにランマーその他の適切な締固め機械で十分に転圧するものとする。

(軟弱地盤等での埋戻し)

- 軟弱地盤等での埋戻しについては、次のとおり行うものとする。
 - 軟弱地盤又は湧水地帯では、埋戻しに先立ち、水の処理を行ったうえで埋戻しを行わなければならない。この場合の処理方法については、第2章5(軟弱地盤等での掘削)に規定する工法等により行うものとする。
 - 杭、矢板等の土留工を施したときは、埋戻しに伴い、路盤にゆるみが生じないように、これらを徐々に撤去しなければならない。

(埋戻し土砂の取扱い等)

- 埋戻し土砂については、「道路掘削及び占用工事土砂の取扱いに関する要領(平成26年4月制定)」に基づき、取り扱うものとする。なお、掘削工事の埋戻しは「改良土埋戻し指定図(平成26年4月1日)」の区分に基づくこととする。

(埋戻し完了後の管理)

- 5 埋戻し完了後、残土、残材料等があるときは、速やかに撤去し、道路を清浄に仕上げ、埋戻し路面から塵あい等が飛散しないよう措置しなければならない。

第2節 舗装

(舗装の性能と構成)

- 1 舗装の復旧については、次のとおりとする。
 - (1) 舗装の構成は、「道路構造物標準図集」による。なお、アスファルト舗装、コンクリート舗装、排水性舗装及び半たわみ性舗装等特殊舗装（保水系・遮熱性特殊舗装は除く）については、「横浜市土木工事共通仕様書」に準ずるものとする。

- (2) 舗装は、在来舗装と同等以上の強度及び機能を確保するものとする。

(保水系・遮熱性特殊舗装)

- 2 保水系舗装・遮熱性舗装については、道路管理者の指示に従い施工するものとする。

(歩道コンクリート及び特殊ブロック舗装)

- 3 歩道コンクリート及び特殊ブロック舗装の舗装については、次のとおり行うものとする。

- (1) コンクリート平板及び特殊ブロックについては、道路管理者が承認したものでなければならない。なお、在来コンクリート平板については、破損していない物で、かつ、道路管理者の承認を得た場合は、再使用することができるものとする。

- (2) 据付に当たっては、所定の路盤材を均等に敷設し、コンクリート平板等の底面とよく密着させる等、凹凸なく据付けることとする。

- (3) コンクリート平板等の目地幅は、5mmを標準とし、目地には川砂等を完全に填充すること。

- (4) 舗装取り合わせ部分において、場所打コンクリートを必要とするところは、道路管理者の指示により施工するものとする。

- (5) 場所打コンクリート舗装の舗装に当たっては、目地単位とし、路盤及び表層については、「横浜市土木工事共通仕様書」によるものとする。

(砂利道)

- 4 砂利道の表面仕上げについては、次のとおり行うものとする。

- (1) 材料としては、2.5mmフルイ通過量が50%以下0.074mmフルイ10%以下の粒度分布のよい切込砂利、碎石又はクラッシュラン等を用いるものとする。

- (2) 路面復旧の仕上げは、在来路面となじみよく仕上げ、適度の含水比で所定の密度が得られるよう十分に転圧すること。

(舗装範囲の決定) (参考図1)

- 5 掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道にあつては掘削部分の外側の絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によって計算した n の値以下である場合又は n の値に1.2m（道路中心線の方に垂直な舗装の絶縁線が膨張目地である場合にあつては、1.8m）を加えた値以上である場合にあつては、掘削部分の端からの距離が n の値の直線）で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあつては掘削部分の端からの距離が掘削部分の幅に0.1を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

$$n = k \cdot t$$

この式においてk及びtは、それぞれ次の値を表すものとする。

- k : セメント・コンクリート舗装の道路にあつては、1.4、アスファルト系舗装の道路にあつては、1.0
- t : 掘削部分の路盤の厚さ

ただし、道路の構造、交通の状況等から、掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、次により行うことができる。

(1) アスファルト舗装の場合

- ア 表層、基層又は中間層に係る範囲は、原則として、全幅もしくは半幅とする。また、舗装版とりこわしは、路面切削も可とする。ただし、車線の区分があるときは、当該車線とする。
- イ 一の車線を越えるときは、道路構造への影響等を考慮し、範囲を決定することとする。なお、範囲を決定する場合には、過大なものにならないよう配慮しなければならない。
- ウ 歩道の表層については、原則として、全幅員を範囲とする。

(2) コンクリート舗装の場合、表層に係る範囲については、原則として版単位とする。

(3) 歩道の切り下げ部については、「道路構造物標準図集」によるものとする。

(4) 連続点掘の場合

- ア 舗装範囲間の距離が5 m未満のときは、道路構造への影響等を考慮し、範囲を決定することとする。なお、舗装範囲を決定する場合には、過大なものにならないよう配慮しなければならない。また、道路構造の保全が困難なときは、路盤から打替えることを指示することができる。
- イ 競合する供給管及び取り付け工事については、道路構造上連続点掘と同様の影響を生じることとなるので、工事調整を十分に行い、施工目地の減少に努めること。

(5) 斜め横断掘削の場合（参考図2）

- ア 車道幅員が5.5m未満の場合は、全幅員を範囲とする。
- イ 車道幅員が5.5m以上の場合は、車道の中心線を基準に当該半幅員を範囲とする。

(競合工事における舗装)

- 6 複数の企業が競合して工事を施行するときは、舗装等の仕様及び仮復旧の管理等について、道路管理者に届け出て指示を受けるものとする。

(薬液注入等箇所の舗装)

- 7 薬液注入等の箇所については、道路管理者の指示に基づき、周辺を含め面として表層及び基層の打替（切削打換）を行うこと。

(小規模占用工事の特例)

- 8 別表に定める小規模占用工事については、次により表面仕上げを行うことができる。

- (1) N4 (A交通)、N3 (L交通)、N3 (L交通) 未満 (R交通) については、次式によることができる。

$$\text{表面仕上げ幅} W = \text{掘削幅} (n) + 0.4\text{m}$$

(掘削幅 n が 0.6m のとき表面仕上げ幅 W は 1.0m)

(2) 歩道 (車乗入れ施設の a、b、c 区分も含む。) については、次式によることができる。

$$W = n + 0.2m$$

(掘削幅 n が 0.5m のとき表面仕上げ幅 W は 0.7m)

(人孔及び弁の特例) (参考図 3)

9 人孔及び弁の補修に係る舗装等については、次によることができる。

(1) 人孔等については、範囲をマンホール等の縁から 30 cm 以内とすることができる。

なお、この場合、復旧材の強度は、コンクリート系の主材料については、曲げ強度 $4.5\text{N}/\text{mm}^2$ 、又は圧縮強度 $18\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、アスファルト系合材については、舗装構造に関する技術基準等の強度以上とする。

また、供用時 (交通開放時) には、それぞれの基準強度の 70% 以上とする。

(路盤先行)

10 道路管理者が管理する道路については、掘削幅の路盤についてのみ即時復旧 (以下「路盤先行」という。) することができるものとする。また N 4 (A 交通) 及び N 3 (L 交通) においては、仮復旧路盤はクラッシュラン 10 cm 以上で施行することとする。N 7 (D 交通)、N 6 (C 交通)、N 5 (B 交通)、N 4 (A 交通)、及び N 3 (L 交通) については、別紙図面のとおりとすること。

ただし、競合工事等において、道路構造の保全が著しく困難なときは、この限りでない。

(舗装の時期)

11 舗装の時期については、次によるものとする。

(1) 舗装工事は、埋戻し完了後、直ちに施工しなければならない。ただし、仮復旧を行ったときは、仮復旧完了後、原則として、30 日以内に着手し、速やかに完了させなければならない。

(2) 舗装復旧工事の期間が著しく長いときは、区間を区切り施工し、着工区間外についても保安施設等を設置するものとする。

(3) 舗装完了後は、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶着式により施工し、標識類についても原形に復旧させること。

(再生材の使用)

12 埋戻し、舗装に当たっては、環境等を考慮し、再生アスファルト合材・再生路盤材を積極的に使用するよう努めさせなければならない。

(区画線等の表示)

13 占有者は、舗装完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を表示するものとする。

第 3 節 仮復旧

(仮復旧)

1 占有物件等の埋設後、速やかに埋戻し及び表面仕上げ工事等を施行すること (以下「本復旧」という。) が困難なときは、仮復旧工事を施行することができるものとする。

(仮復旧の時期)

2 仮復旧は、占有物件等の埋設後、直ちに着工させなければならない。

(仮復旧の舗装構成等)

- 3 仮復旧の舗装構成等については、次によるものとする。
 - (1) 仮復旧の舗装構成は、「道路削跡復旧工事標準断面図」及び「小規模占用工事の道路掘削跡復旧工事標準断面図」による。
 - (2) 仮復旧跡の路面には、「道路掘削工事仮復旧跡における施行者別標示方法取扱要領」による施行者別標示、既設の区画線及び道路標示を表示させなければならない。
 - (3) 占有者は、仮復旧期間中、常に当該箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じたとき、又は道路管理者から指示を受けたときは、直ちに修復するものとする。

(小規模占用工事の特例)

- 4 N4 (A交通) 以下の道路において、別表に定める小規模占用工事を施行し、仮復旧後 14 日以内に本復旧するときを限り、常温合材により仮復旧することができる。
なお、この場合、路面状態を毎日点検し、良好な状態に管理すること。

(仮埋戻材の使用)

- 5 道路構造及び交通に支障がない限り、仮埋戻材を使用することができる。
なお、当分の間、仮埋戻材を使用するときは道路管理者と協議することとする。

第4章 特殊工法

(特殊工法による工事の特例)

- 1 地質、地下埋設物等の諸条件を十分に調査検討を行った後でなければ、着工することはできない。

(推進工法、シールド工法)

- 2 推進工法、シールド工法については、次のとおり行うものとする。
 - (1) 立坑は、周辺地盤に影響を与えないよう、堅固な土留を施工すること。
 - (2) 掘削推進に当たっては、先掘等を行ってはならない。また、掘進に伴う地盤の陥没、隆起、周辺地盤のゆるみによる地下埋設物への影響等について、細心の注意を払うものとする。
 - (3) 占有者は、工事着工前に道路管理者と協議して、路面沈下（隆起）計測計画並びに路面沈下（隆起）管理値及び工事終了後の経過観察期間を定めること。計測は掘進前、掘進中、掘進後及び工事終了後の経過観察期間の間、占有者の負担において実施すること。ただし、小口径推進等、道路管理者が不要と認めたものについては、この限りではない。
 - (4) 推進・シールド工事において事故、異常等が発生した場合には、直ちに道路管理者に報告するとともに、必要な措置を講じること。

(薬液注入工法)

- 3 薬液注入工法については、次のとおり行うものとする。
 - (1) 薬液注入の実施に当たっては、地盤の隆起等を生じないように注入量及び注入圧に配慮するとともに、当該施工計画書を提出させなければならない。
 - (2) 薬液注入工法は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針について」に基づき施工するものとする。

(電柱類の掘削)

4 電柱類の掘削跡復旧

- (1) 建柱及び抜柱後の復旧は、埋戻材に砂を用いて厚さ 30 cm 以下の層毎に水又

はランマー等の機械で十分締め固め、路盤はRM-40、表層及び基層は特殊混合材（新常温混合物等）を使用し、円形で復旧することができる。

(2) 支線について、「方形」で、特殊混合材を使用し復旧することができる。

(3) 復旧材に特殊混合材を使用し「円形」に復旧するときは、掘削による影響範囲をN5（B交通）以下のとき0とすることができる。

(4) 特殊混合材を使用して方形に復旧するときは、原則として1.0m×1.0mの復旧面積とすることができる。

(5) 「円形」復旧の場合、復旧面積は最小復旧径60cmとし、それ以上の幅を必要とする場合は、0.1m単位に拡幅するものとする。

(6) 「円形」切断において、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせたとき（亀裂、落ち込み、平坦性阻障害等）には、「方形」復旧とする。

5 電柱用円形カッターと即日本復旧

(1) アスファルトコンクリートで舗装されているN4（A交通）以下の車道（バス路線を除く）および歩道については、電柱用円形カッターを用い、掘削を行い、建柱及び抜柱後の復旧は、埋戻材に砂を用いて厚さ30cm以下の層毎に水又はランマー等の機械で十分締め固め、路盤はRM-40、表層及び基層は新常温混合材を用い、即日本復旧することができる。

(2) 復旧材に新常温混合材を使用し「円形」に復旧するときは、掘削による影響範囲をN4（A交通）以下及び歩道部については0とすることができる。

(3) 「円形」復旧の場合、復旧面積は最小復旧径60cmとし、それ以上の幅を必要とする場合は、0.1m単位に拡幅するものとする。また、最大復旧径は1mとする。

(4) この取扱いについては、N5（B交通）以上、S1タイプ及び歩道の切下げ部については適用しないこととする。

(5) 新常温混合材はマーシャル安定度4.9KN以上であること。

* マーシャル安定度試験（簡易舗装要綱試験）とは、わが国で一番使われている試験法で、合材が究極において到達するであろう性情を想定しての試験。4.9KN以上とは、加熱合材の規定値以上。

(6) 「円形」切断において、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせたとき（亀裂、落ち込み、平坦性阻障害等）には、「方形」復旧とする。

（各戸引込管の掘削）

6 各戸引込管の掘削跡復旧

(1) 舗装面を掘削し復旧するときは、原則として第2章及び第3章に基づき行うものであるが、各戸引込管を非開削工法により施工し、特殊混合材（新常温混合物等）を使用し「円形」で復旧する場合は、即日本復旧することができる。

(2) 「円形」復旧する場合の復旧範囲は、原則として掘削幅とする。

なお、他企業工事と競合している場合は、道路管理者と協議することとする。

(附則)

1 本仕様書は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 本仕様書は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

2 次の通知を廃止する。

(1)「横浜市道路掘削跡復旧工事標準仕様書の一部及び通知文の全面改正、並びに道路
占用指導基準の制定について」(平成 3 年 4 月 1 日 道管第 679 号 道路局長通知)

(2)「占用工事の掘削幅について」(平成 15 年 3 月 20 日 道管第 341 号 道路局管理課
長通知)

(3)「道路占用工事に伴う試掘及び薬液注入工法並びに工事帯等の取扱いについて」
(昭和 57 年 6 月 1 日 通知)

(附則)

1 本仕様書は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

(附則)

1 本仕様書は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 本仕様書は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

1 本仕様書は、令和 2 年 8 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に道路法第 32 条の
規定による道路占用許可の申請（以下「道路占用許可申請」という。）をした者に対
し、適用する。

2 令和 2 年 3 月 31 日までに道路占用許可申請をした者については、なお従前の例に
よる。

(附則)

1 本仕様書は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

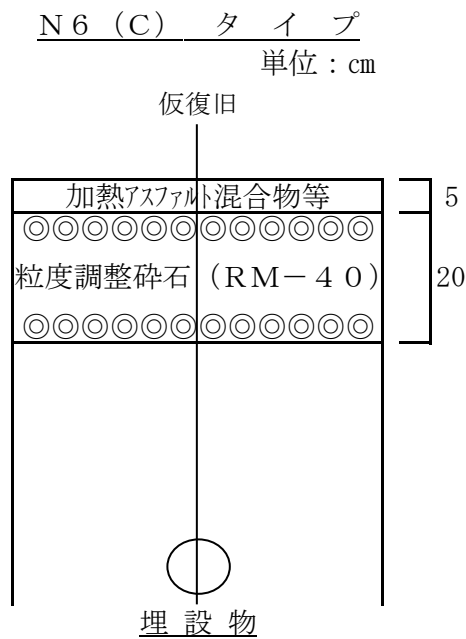
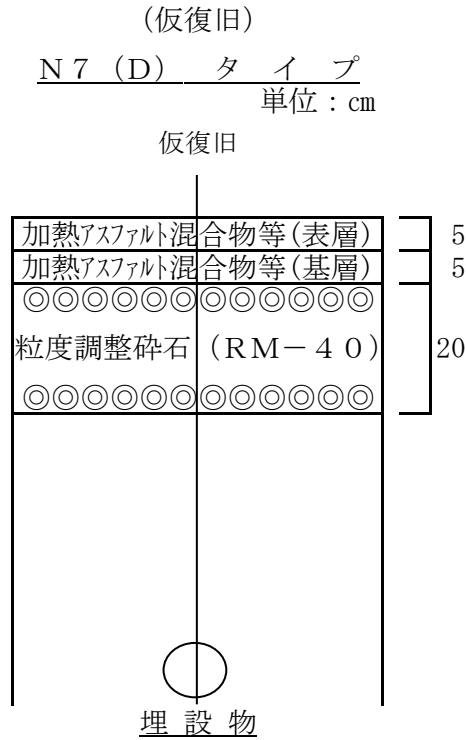
小規模占用工事

事業名	工事名
上水道	1 延長 10m程度の本管新設・撤去
	2 延長 10m程度の給水管新設・撤去
	3 取付管新設・撤去（特例あり）
	4 漏水修理
	5 試験堀
	6 マンホール、バルブ修理
	7 その他これらに類するもの
下水道	1 延長 10m程度の本管新設・撤去
	2 取付管新設・撤去（特例あり）
	3 試験堀
	4 取付管陥没・修理
	5 マンホール修理
	6 その他これらに類するもの
ガス	1 延長 10m程度の本管新設・撤去
	2 延長 10m程度の支管新設・撤去
	3 取付管新設・撤去（特例あり）
	4 試験堀
	5 漏洩修理
	6 マンホール、バルブ修理
	7 その他これらに類するもの
電力及び通信	1 延長 10m程度の本管新設・撤去
	2 試験堀
	3 電線類の新設・撤去
	4 マンホール、ハンドホール修理
	5 その他これらに類するもの

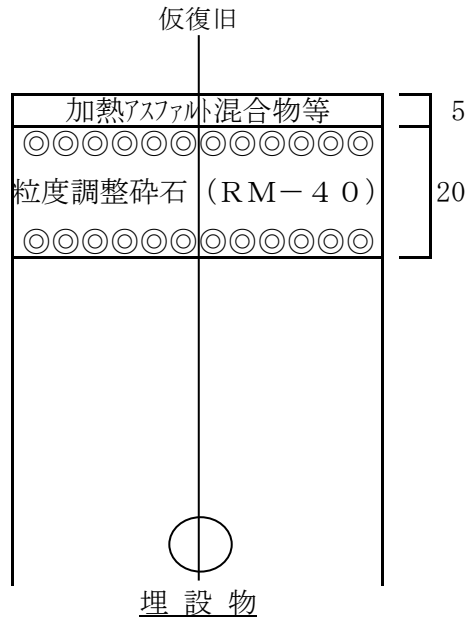
※ マンション、工場等への供給及び本管の入取替えと一体として施行する取付管工事は除く。

道路掘削跡復旧工事標準断面図

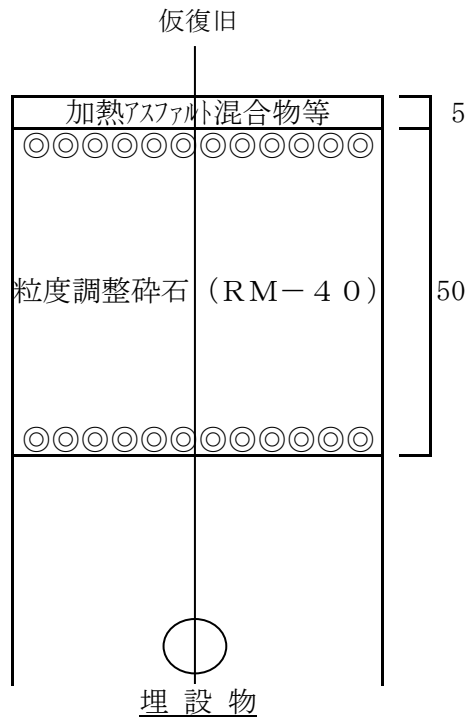
- 1 道路掘削跡復旧工事標準仕様書のうち、N7（D交通）、N6（C交通）、N5（B交通）、N4（A交通）（特殊断面図を除く）、N3（L交通）の、本復旧断面図は「道路構造物標準図集」によるものとする。
- 2 舗装の復旧材については、各区土木事務所と協議を行うこととする。



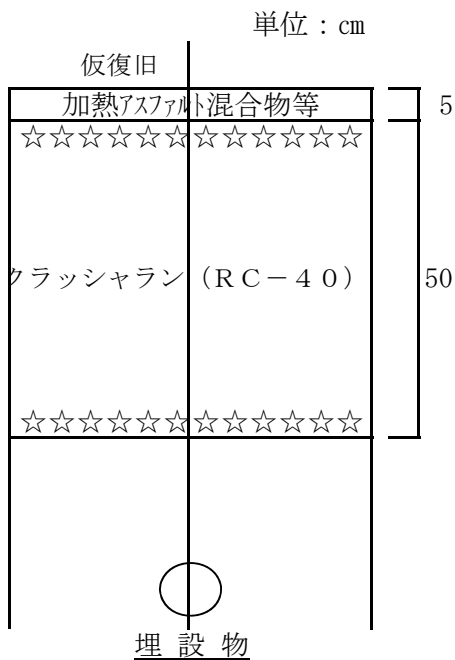
N5 (B) タイプ
単位：cm



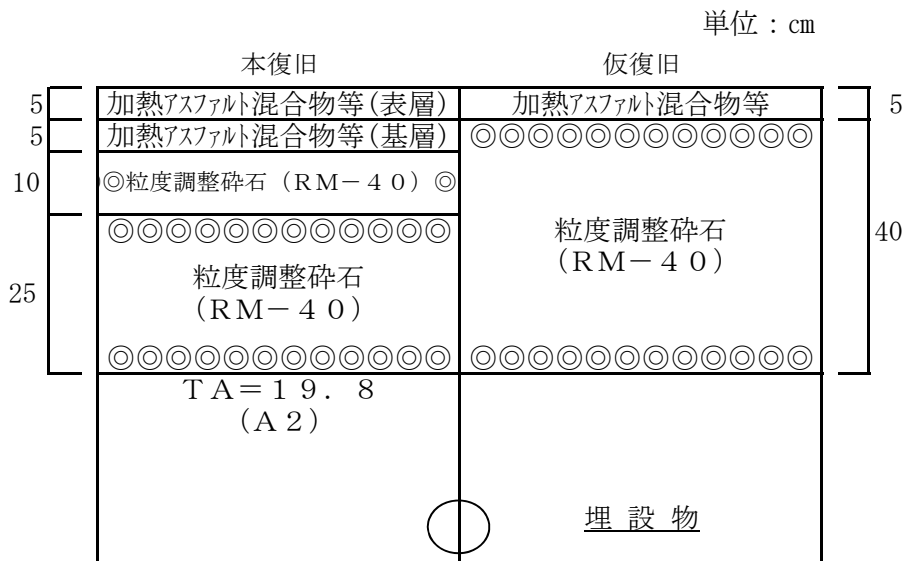
N4 (A) タイプ
(仮復旧路盤の全部を本復旧路盤に利用するとき)
単位：cm



(仮復旧)
 N4 (A) タイプ (仮復旧路盤の一部を本復旧路盤に利用するとき)



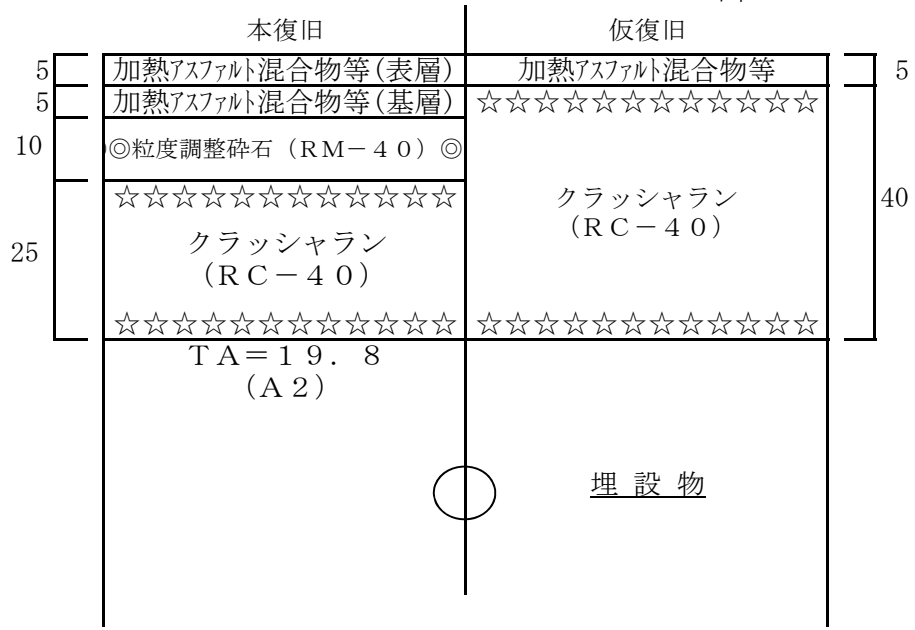
(本復旧・仮復旧)
 N4 (A) タイプ (特殊断面)
 (仮復旧路盤の全部を本復旧路盤に利用するとき)



(本復旧・仮復旧)
N 4 (A) タイプ (特殊断面)

(仮復旧路盤の一部を本復旧路盤に利用するとき)

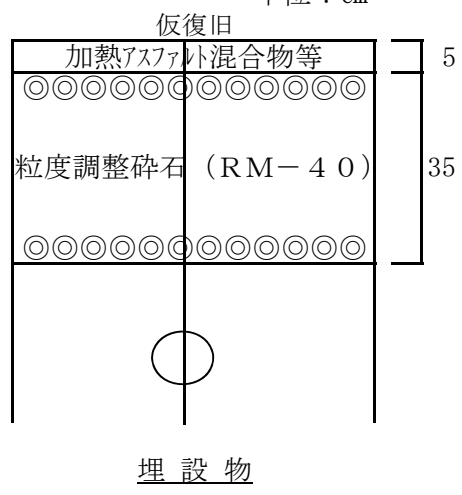
単位：cm



(仮復旧)
N 3 (L) タイプ

(仮復旧路盤の全部を本復旧路盤に利用するとき)

単位：cm

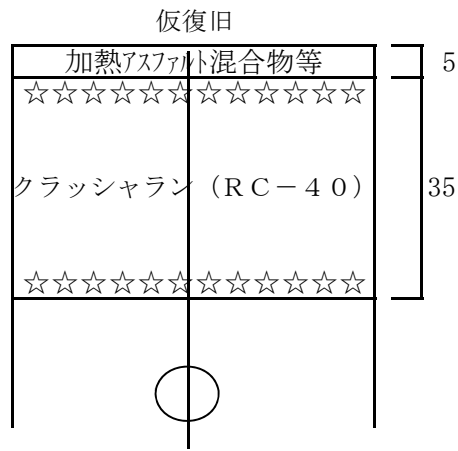


(仮復旧)

N 3 (L) タイプ

(仮復旧路盤の一部を本復旧路盤に利用するとき)

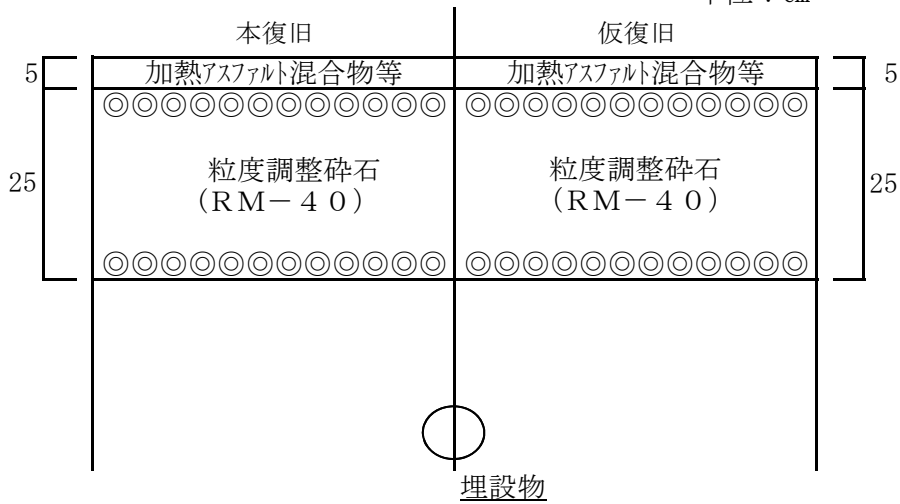
単位：cm



(本復旧・仮復旧)

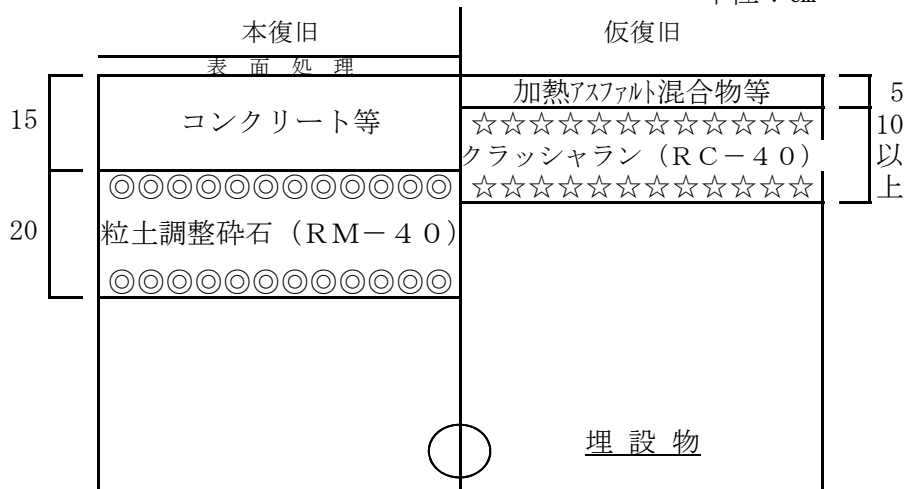
N 3 (L交通) 未満 (R) タイプ

単位：cm



(本復旧・仮復旧)
S(1) タイプ

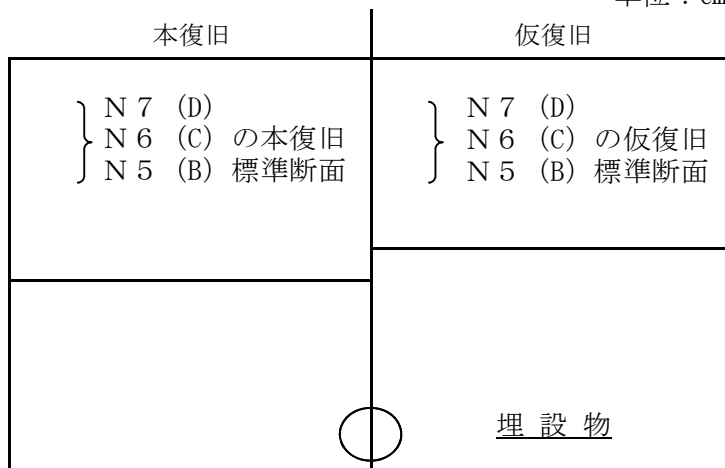
(縦断勾配が10%以上でN
3 (L交通) 以下の時)
単位：cm



(本復旧・仮復旧)
S(2) タイプ

(縦断勾配が7%以上で10%未満
でN 4 (B交通) 以上の時)

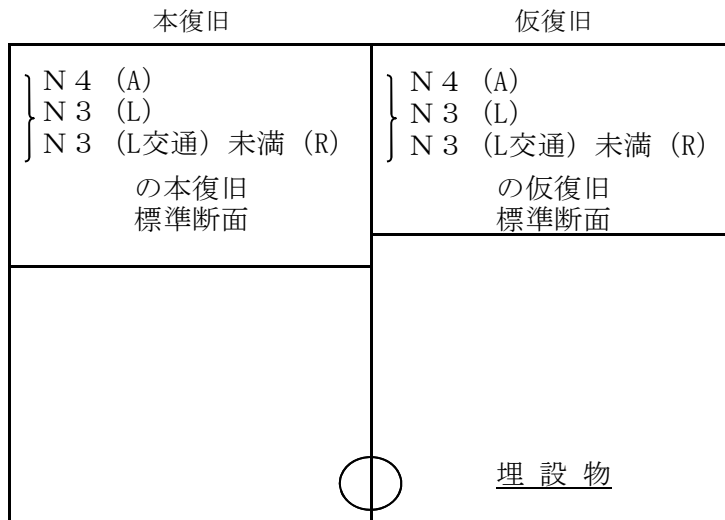
単位：cm



(本復旧・仮復旧)
S(3) タイプ

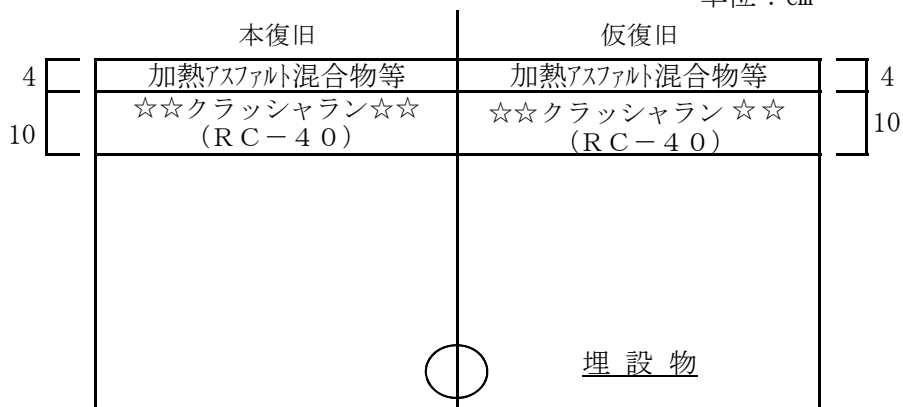
(縦断勾配が7%以上で10%未満
 でN4 (A交通) 以下の時)

単位：cm



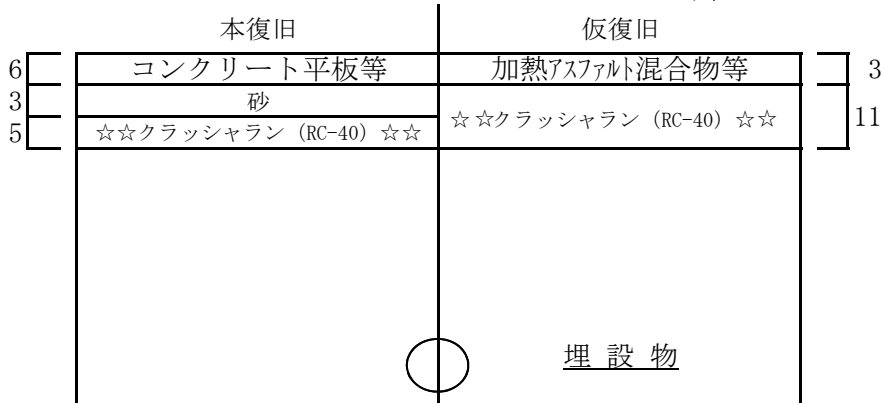
(本復旧・仮復旧)
P タイプ

単位：cm



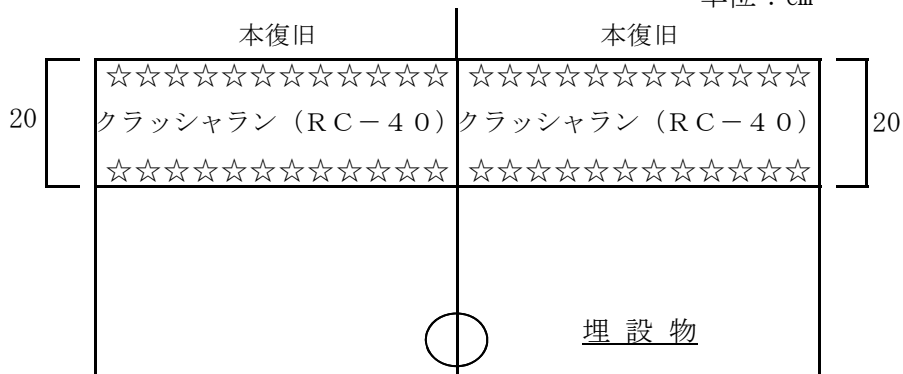
(本復旧・仮復旧)
CP タイプ

単位：cm



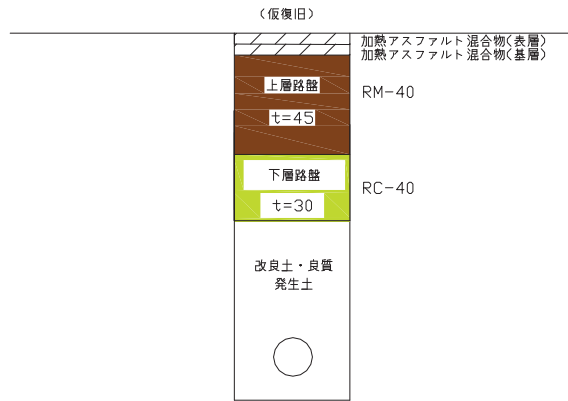
(本復旧・仮復旧)
G タイプ

単位：cm

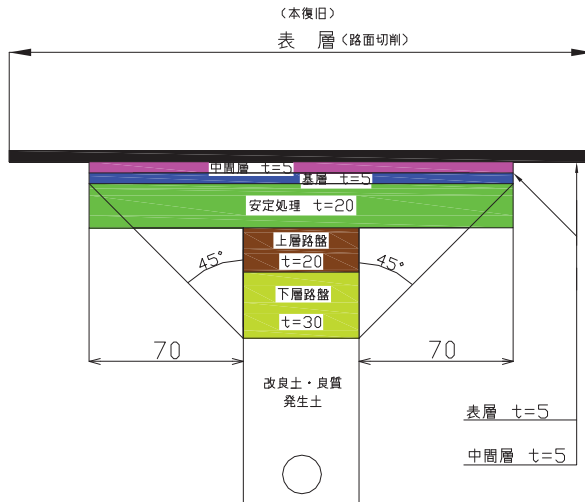


Dタイプ 路盤先行

単位:cm

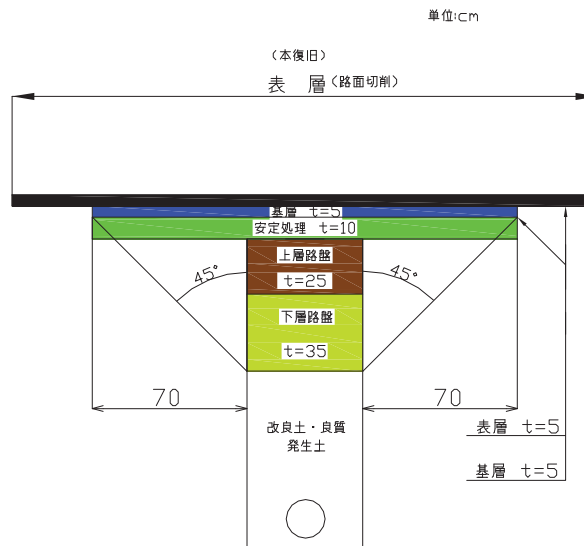
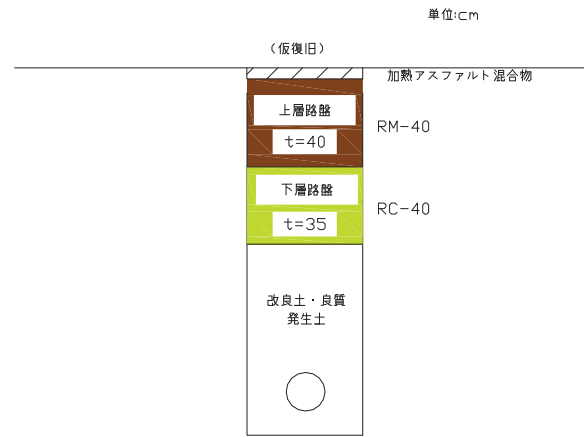


単位:cm



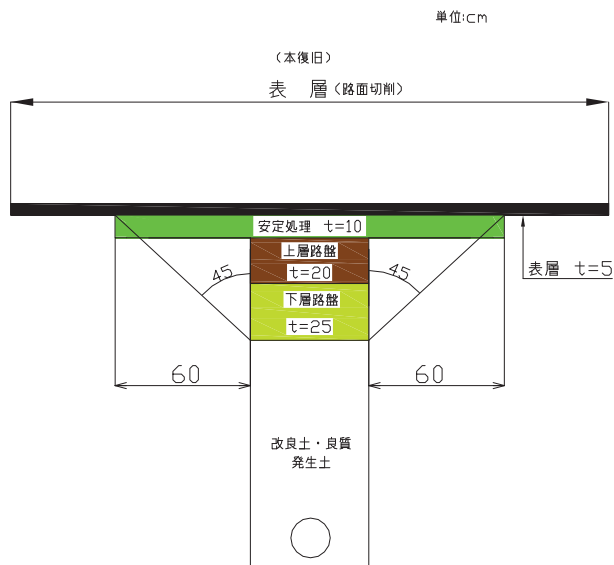
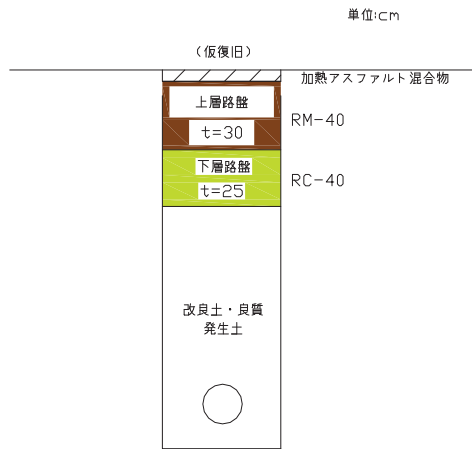
- 1.表層は密粒度アスコン(改質Ⅱ型)
中間層は粗粒度アスコン(改質Ⅱ型)
を標準とするが、特殊舗装(低騒音舗装・
保水性舗装・遮熱性舗装・半たわみ舗装等)
の場合は別途協議のこと。

Cタイプ 路盤先行



1. 表層は密粒度アスコン(改質Ⅱ型)
 基層は粗粒度アスコン(改質Ⅱ型)
 を標準とするが、特殊舗装(低騒音舗装・
 保水性舗装・遮熱性舗装・半たわみ舗装等)
 の場合は別途協議のこと。

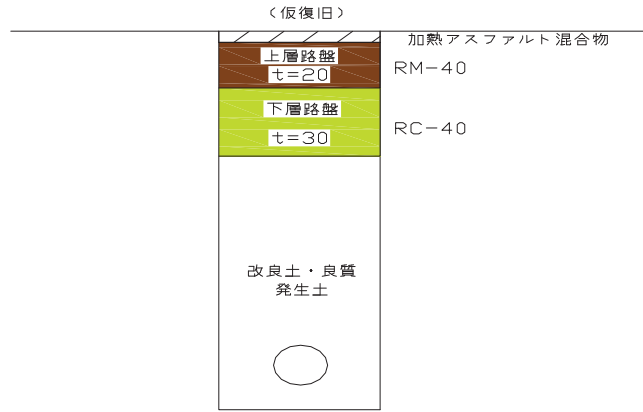
Bタイプ 路盤先行



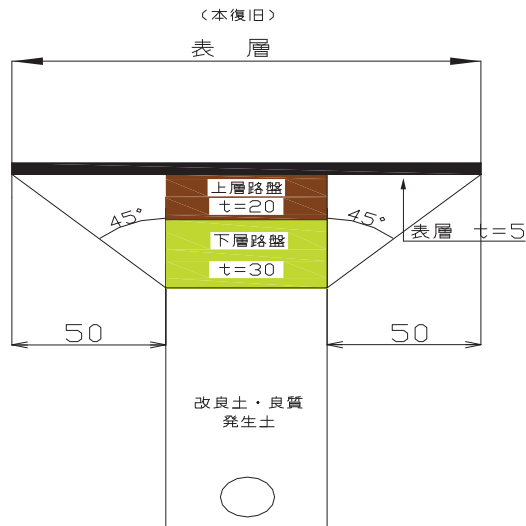
1. 表層は密粒度アスコン(改質Ⅱ型)を標準とするが、特殊舗装(低騒音舗装・保水性舗装・遮熱性舗装・半たわみ舗装等)の場合は別途協議のこと。

Aタイプ 路盤先行

単位:cm



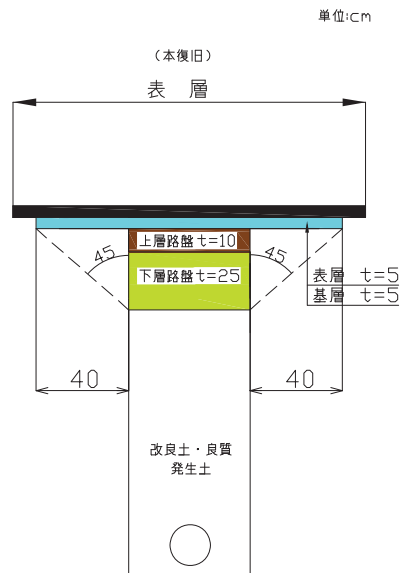
単位:cm



1.表層は密粒度アスコンを標準とするが、特殊舗装(保水性舗装・遮熱性舗装等)の場合は別途協議のこと。

1.表層の復旧範囲は参考図1による。

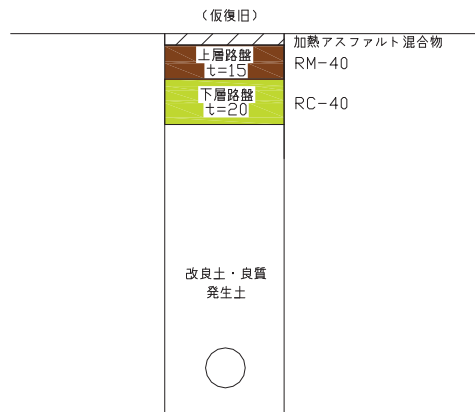
Aタイプ(特殊断面) 路盤先行



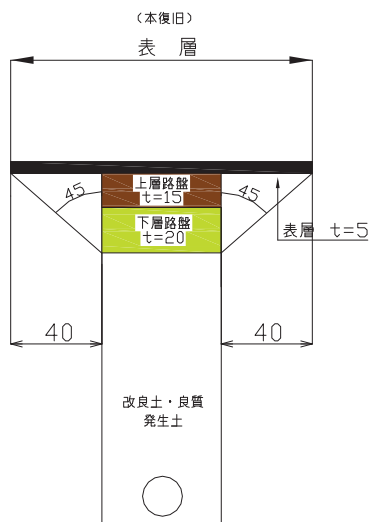
1. 表層は密粒度アスコンを標準とするが、特殊舗装(保水性舗装・遮熱性舗装等)の場合は別途協議のこと。
1. 表層の復旧範囲は参考図1による。

Lタイプ 路盤先行

単位:cm



単位:cm



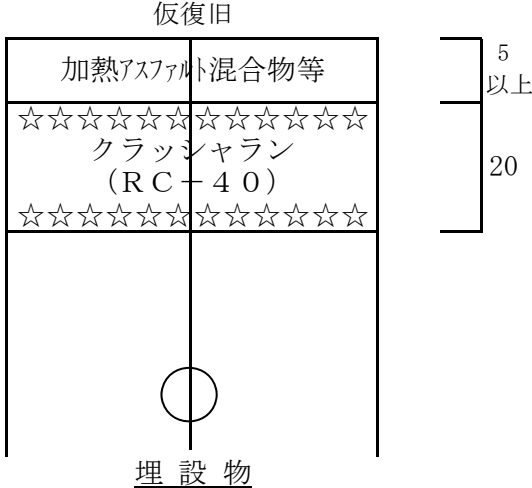
1.表層は密粒度アスコンを標準とするが、特殊舗装(保水性舗装・遮熱性舗装等)の場合は別途協議のこと。

1.表層の復旧範囲は参考図1による。

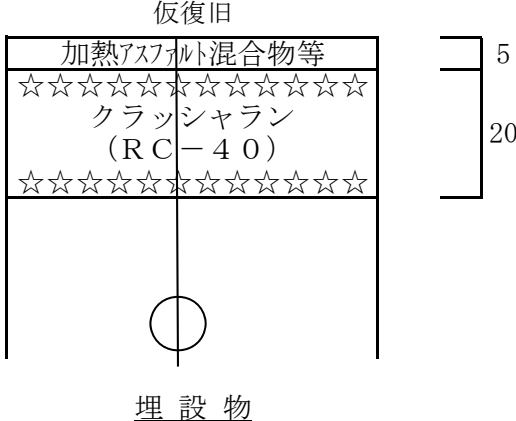
小規模占用工事の道路掘削跡復旧工事標準断面図

※ 舗装の復旧材については、各区土木事務所と協議を行うこととする。

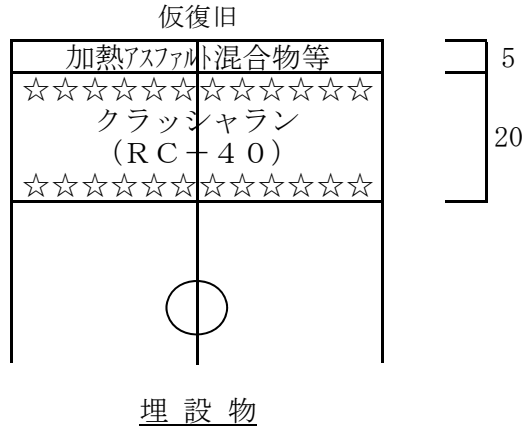
(仮復旧)
N 7 (D) タイプ
 単位：cm



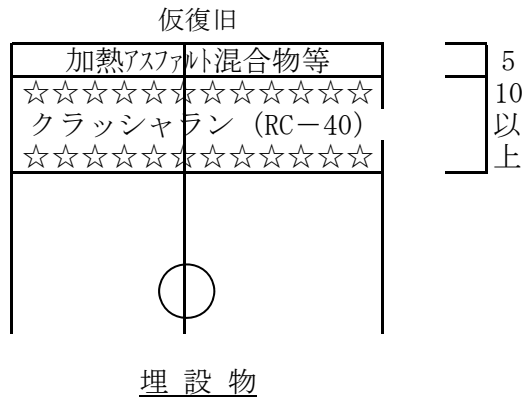
(仮復旧)
N 6 (C) タイプ
 単位：cm



(仮復旧)
N 5 (B) タ イ プ
 単位 : cm

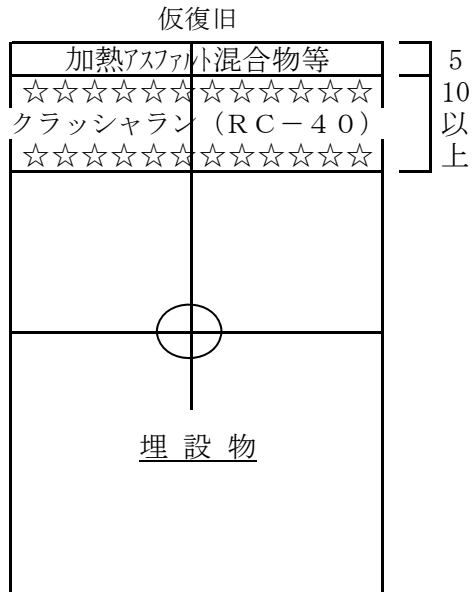


(仮復旧)
N 4 (A) タ イ プ
 単位 : cm



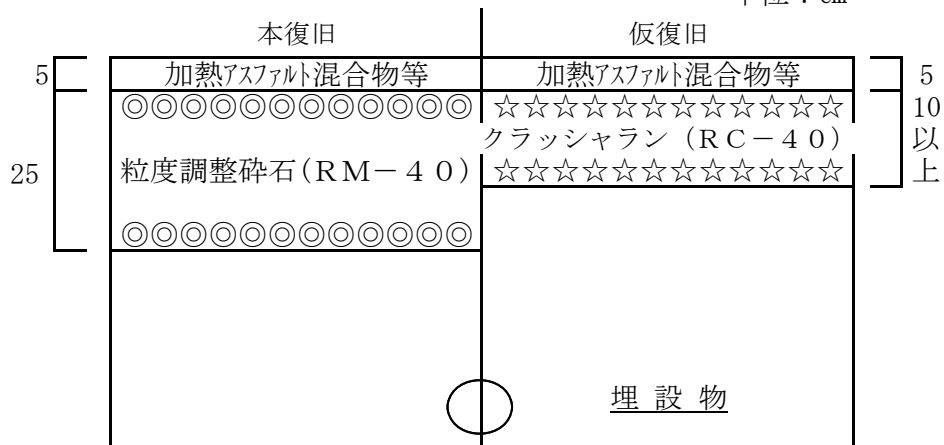
(仮復旧)
N 3 (L) タ イ プ

単位：cm



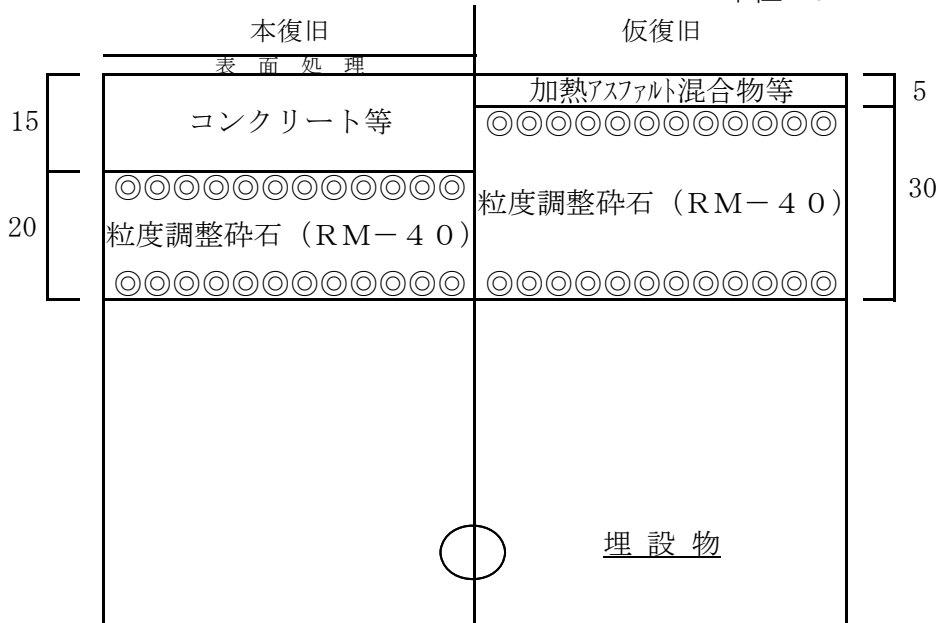
(本復旧・仮復旧)
N 3 (L 交通) 未満 (R) タ イ プ

単位：cm



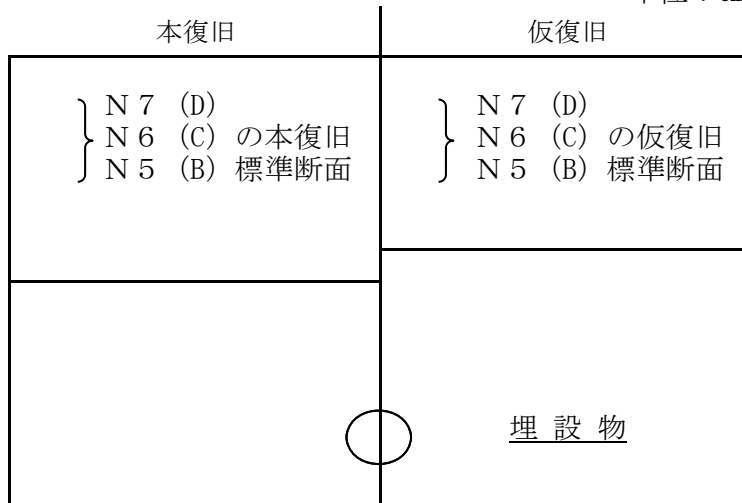
(本復旧・仮復旧)
S(1) タイプ

(縦断勾配が10%以上で
N3 (L交通) 以下の時)
単位：cm



(本復旧・仮復旧)
S(2) タイプ

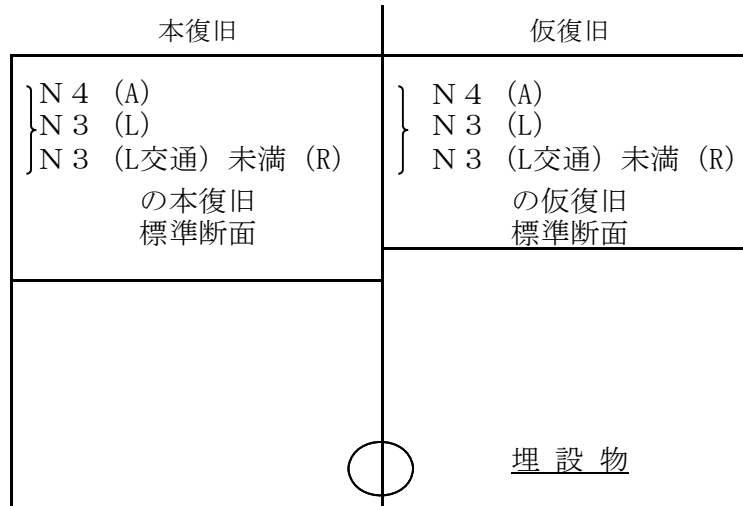
(縦断勾配が7%以上で10%未満
でN5 (B交通) 以上の時)
単位：cm



(本復旧・仮復旧)
S(3) タイプ

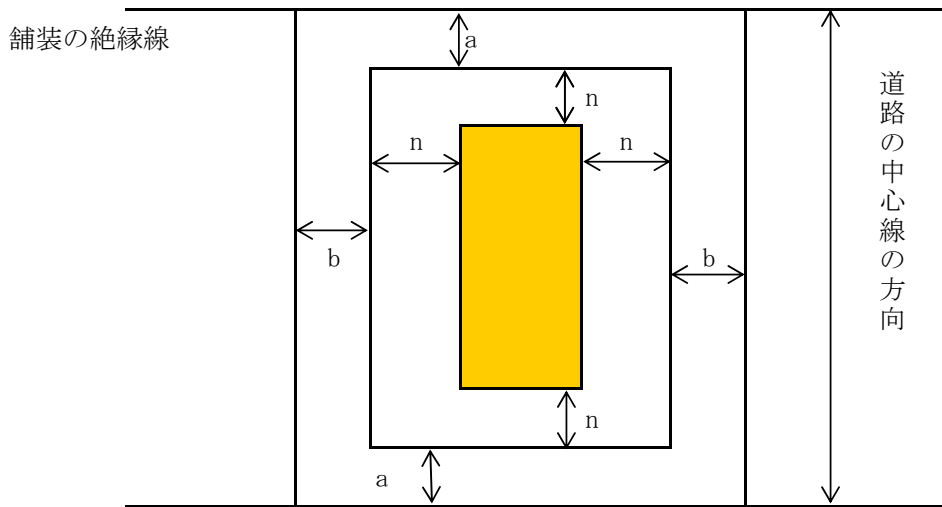
(縦断勾配が7%以上で10%未満
でN4 (A交通) 以下の時)

単位：cm



復旧範囲・復旧面積の決定について

1 復旧平面図



*  掘削部分

*舗装の絶縁線の「目地、版端等」には、施工目地を含む。

復旧面積は掘削部分に掘削影響範囲部分：nを加え必要によりa、b部分を加えたものとしします。

ただし、工事に起因して隣接する既設舗装に欠陥を生じさせるとき（亀裂、落込、平坦性阻害等）には、その部分を復旧面積に加えるものとする。

（算定式）

$$n=kt$$

k セメント・コンクリート舗装の場合にあつては1.4、アスファルト舗装にあつては1.0

t 掘削部分の路盤の厚さ

a 道路の中心線と平行の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線（目地等をいう。以下同じ。）までの距離（1.2メートル（膨張目地にかかるときは1.8メートル）より大なるときは0とする。）

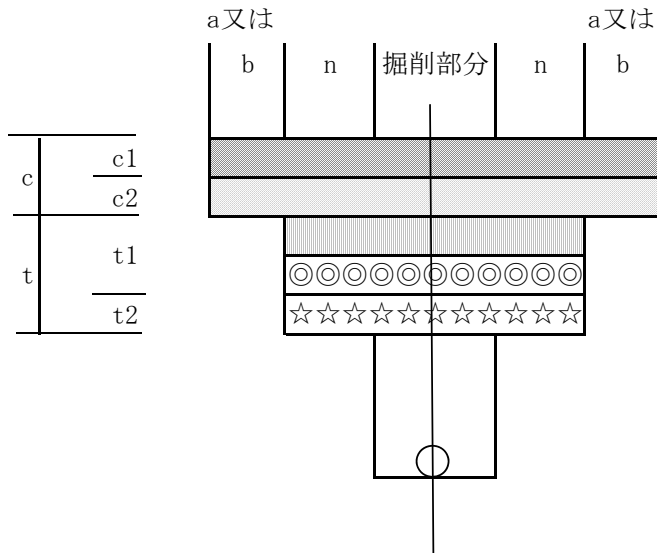
b 道路の中心線と直角の方向の影響部分の端から舗装の絶縁線までの距離（1.2メートルより大なるときは0とする。）

注1 「路盤の厚さ」とは、原舗装の表層（アスファルト舗装にあつては、基層）と路床との間にあつて、主として砂利、碎石、砂等の粒状材料をもって構成された層の厚さをいう。

2 a、b部分の復旧範囲は、表層及び基層とする。

2 復旧断面図

(1) 標準のとき



$n = kt$ 掘削による影響部分の幅

c 表層・基層の合計厚 $c1$ 表層厚

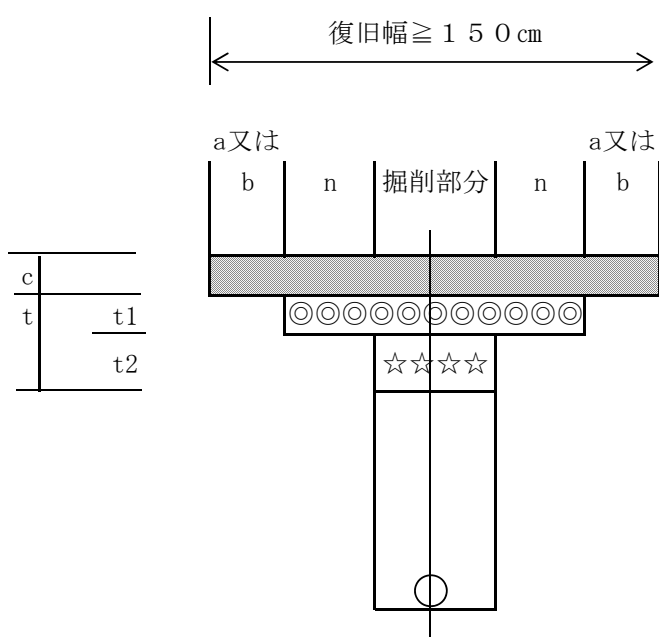
$c2$ 基層厚 t 路盤厚

$t1$ 上層路盤厚 $t2$ 下層路盤厚

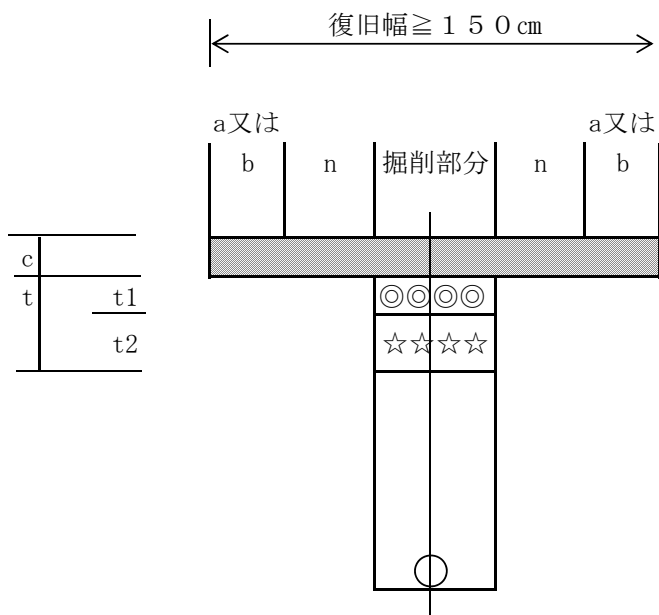
k セメント・コンクリート舗装の場合にあつては1.4
アスファルト舗装にあつては1.0

(2) 仮復旧路盤を本復旧路盤に利用する場合

ア 一部利用のとき

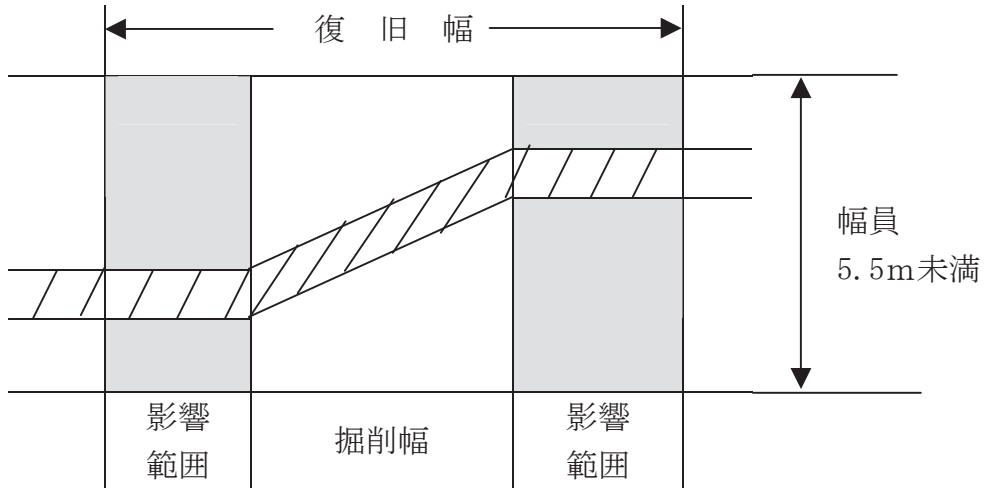


イ 全部利用のとき

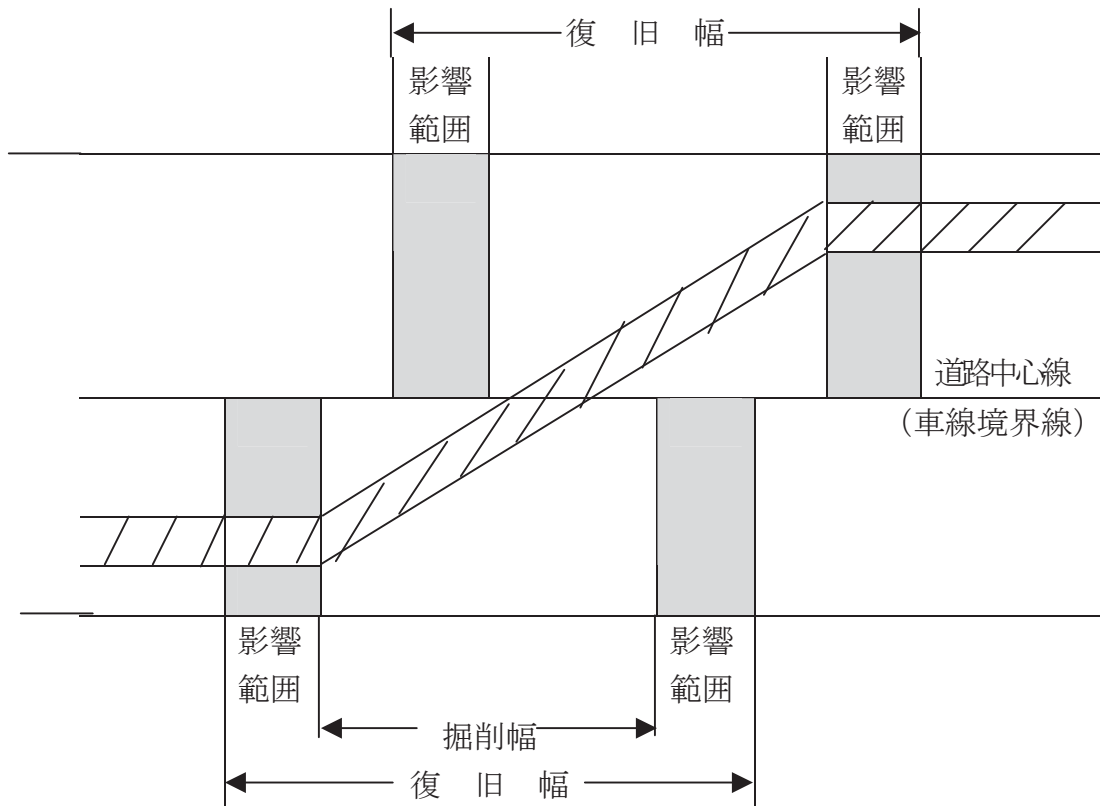


斜め横断掘削について

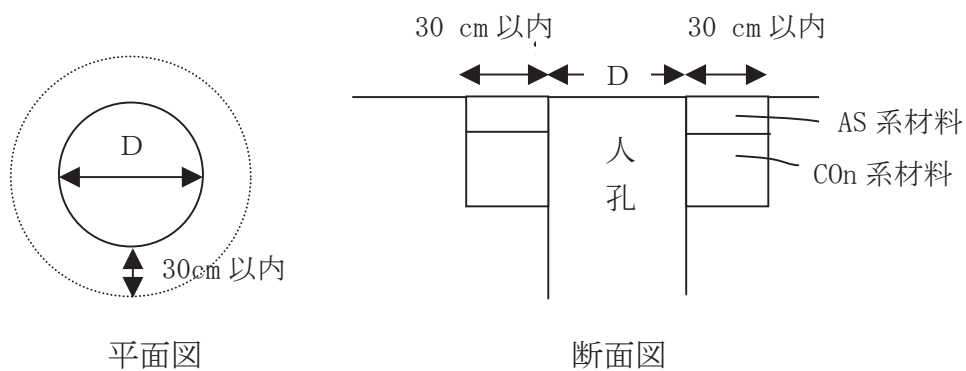
(1) 車道幅員が 5.5m 未満のとき (平面図)



(2) 車道幅員が 5.5m 以上のとき (平面図)



人孔及び弁の特例について



なお、「方形」に路面を切断するときは、加熱アスファルト混合物を使用し、復旧範囲は、原則として車線毎とし、これにより難しいときは、2.5 m以上×2.5 m以上の「正方形」復旧とする。